○農林水産省

一〇四九―保安林の指定をする件　四
一〇五六―保安林の指定をする件　四
一〇五七―種苗法第四十九条第一項第五号の規定に基づき品種登録を取り消した件　五
一〇六四―種苗法第十三条第二項の規定に基づき品種登録出願を取り下げた件　六
一〇六五―保安林の指定を解除する件　六
一〇六六―農業改良資金融通法第九条第四項の規定に基づき、農林水産大臣が定める利率を定める件　六
一〇六七―保安林の指定をする件　七
一〇六八―保安林の指定をする件　七
一〇七三―保安林の指定を解除する件　七
一〇八二―保安林の指定をする件　七
一〇八三―肥料の登録の有効期間を更新した件　七
一〇八四―生産業者及び輸入業者の名称又は住所並びに肥料の名称の変更に係る届出があった件　七
一〇八五―肥料の登録を失効した件　七
一〇八六―肥料を登録した件　七
一〇八七―保安林の指定をする件　七
一〇八八―保安林の指定をする件　七
一〇八九―肥料の登録の有効期間を更新した件　七
一〇九〇―肥料の名称並びに輸入業者及び登録外国生産業者の住所の変更に係る届出があった件　七
一〇九一―肥料の登録を失効した件　七
一〇九二―ベーコン類の日本農林規格の一部を改正する件　七
一〇九三―ハム類の日本農林規格の一部を改正する件　七
一〇九四―プレスハムの日本農林規格の一部を改正する件　七
一〇九五―ソーセージの日本農林規格の一部を改正する件　七
一〇九六―熟成ハム類の日本農林規格の一部を改正する件　七
一〇九七―熟成ソーセージ類の日本農林規格の一部を改正する件　七
一〇九八―熟成ベーコン類の日本農林規格の一部を改正する件　七
一〇九九―混合ソーセージの日本農林規格を廃止する件　七
一一〇〇―ベーコン類、ハム類、プレスハム、ソーセージ及び混合ソーセージについての製造業者等の認定の技術的基準の一部を改正する件　七
一一〇一―熟成ハム類、熟成ソーセージ類及び熟成ベーコン類についての製造業者等の認定の技術的基準の一部を改正する件　七
一一〇二―ベーコン類、ハム類、プレスハム、ソーセージ及び混合ソーセージについての検査方法の一部を改正する件　七
一一〇三―租税特別措置法施行令第十七条第二項第四号及び第三十九条の二十六第二項第四号の規定に基づき、農林水産大臣が認定する市場として認定した件の一部を改正する件　八
一一〇四―保安林の指定をする件　八
一一〇五―保安林の指定を解除する件　八
一一一二―即席めんの日本農林規格の一部を改正する件　八
一一一三―即席めん類についての製造業者等の認定の技術的基準の一部を改正する件　八
一一一四―飲食料品及び油脂についての検査方法の一部を改正する件　八
一一一五―農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の規定に基づき、登録認定機関の登録を更新した件　八
一一一六―保安林の指定をする件　八
一一一七―保安林の指定をする件　八
一一一八―保安林の指定を解除する件　八
一一一九―保安林の指定をする件　八
一一二〇―保安林の指定施業要件を変更する件　八
一一二一―肥料の登録の有効期間を更新した件　八
一一二二―生産業者及び輸入業者の名称又は住所の変更に係る届出があった件　八
一一二三―肥料の登録を失効した件　八
一一二四―肥料の登録の有効期間を更新した件　八
一一二五―生産業者の住所の変更に係る届出があった件　八
一一二六―肥料の登録を失効した件　八
一一二七―肥料の登録の有効期間を更新した件　八
一一二八―生産業者の住所の変更に係る届出があった件　八
一一二九―肥料の登録を失効した件　八
一一三〇―肥料の登録の有効期間を更新した件　八
一一三一―生産業者の住所の変更に係る届出があった件　八
一一三二―肥料の登録を失効した件　八
一一三三―種苗法第十三条第一項の規定に基づき品種登録出願を公表する件　八
一一三四―農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の規定に基づき、登録認定機関の登録を更新した件　八
一一三五―農作物基準共済掛金率等を定める件の一部を改正する件　八
一一三六―肥料の登録の有効期間を更新した件　八
一一三七―生産業者及び輸入業者の名称又は住所の変更に係る届出があった件　八
一一三八―肥料の登録を失効した件　八
一一三九―食用植物油脂の日本農林規格の一部を改正する件　八
一一四〇―しょうゆの日本農林規格の一部を改正する件　八
一一四一―生糸の日本農林規格等を廃止する件　八
一一四二―食用植物油脂についての製造業者等の認定の技術的基準の一部を改正する件　八
一一四三―しょうゆについての製造業者等の認定の技術的基準の一部を改正する件　八

○農林水産省、環境省

七―遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律に基づく第一種使用規程の承認をした件　八

○経済産業省

一一六五―工業標準化法第三十二条の規定に基づき認証の業務を行う事務所の所在地の変更の届出があった件　八
一一六六―輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表の一部を改正する件　八